

令和元年度 行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、町の事務執行が法令等の規定に従って適正に行われているかに加え、経済性、効率性及び有効性などが発揮されているかの視点に立って監査を実施したものである。

2 監査のテーマ

別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等について

3 監査の目的

本町における公の施設に係る指定管理者の指定手続き、及び制度実施に係るモニタリング等が適切に行われているか検証することを目的とした。

4 監査の方法

あらかじめ、所管課等から関係事項に関する調査票、申請書類、事業報告書及びその他関係調書の提出を求め、事前審査を行うとともに、本審査においては所管課から説明を求めるなどして監査を実施した。

5 監査の対象部署

総務部	総務課
福祉部	福祉課、介護支援課
産業振興部	農政課、商工観光課
教育委員会	生涯学習課

6 監査対象の指定管理施設（11施設）

別海町マルチメディア館	別海町児童デイサービスセンター
別海町ケアハウスみどり野	別海町高齢者生活ハウス
別海町酪農工場	別海町農漁村加工体験施設
別海町交流館	野付半島ネイチャーセンター
尾岱沼漁港コミュニティセンター	別海町ふるさと交流館
別海町総合スポーツセンター施設	

7 監査の期間

令和元年8月30日から令和元年9月5日までの5日間

8 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の選定手続きが適正に行われているか。
 - (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
 - (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。

- イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- (4) 協定内容が適切に実施されているか。
- (5) 事業報告書の提出は適切になされているか。
- (6) モニタリングが適切に行われているか。

第2 監査の結果

公の施設の指定管理者の指定手続き及び事務処理について、一部口頭による指導を行ったが、各施設の設置目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、公の施設に期待される社会的要請は、指定管理期間を通して常に一定ではなく、様々な要因による変動も予想されるが、指定管理者と町の一層の緊密な連携による施設の使用状況や経営状況等の評価・検証が重要であり、そうした評価・検証の結果が速やかに反映される指定管理者制度の柔軟な運用を望むものである。